

調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）（案） (概要版)

1. 目的

調達改善の取組については、各府省庁が「調達改善計画」を策定し、その実行を検証するP D C Aサイクルが概ね定着してきている。しかし、更なる改善のための取組に積極的な府省庁とそうでない府省庁とのばらつきも見られる。このため、政府全体の調達の水準を向上させる観点から、①各府省庁が調達改善の取組を着実に強化するための指針の策定と、②行政改革推進本部事務局の各府省庁への支援的役割の強化の2点を柱とする強化策をとりまとめる。

2. 強化策の概要

(1) 調達改善の取組指針の策定

指針では、随意契約の見直しや一者応札の改善等の項目ごとに、経済性、公正性などの観点から留意すべき点を示す。さらに、各府省庁が調達改善計画の策定・実施のなかで段階を踏んで着実にレベルアップできるよう、参考となる取組事例を段階的な視点で整理して示す。

イ) 「標準的な取組」：各府省庁とも確実に整備すべき基本的な取組

【例】一者応札となった原因の検証及び分析

ロ) 「発展的な取組」：標準的な取組の定着を踏まえて、更に積極的に実施を検討すべき取組

【例】一者応札となった原因の分析に外部有識者等の知見を活用

ハ) 「効果的な取組」：特に新規性、創意工夫が認められる高度な取組

【例】当該調達のために必要となる技術等を明示した上で参加者を募る公募を実施し、特定の者だけが事業を実施しうることが確認された場合には価格交渉を含む随意契約とする。

(2) 推進体制の強化等

行政改革推進本部事務局は、各府省庁の調達改善計画の策定期階からヒアリングを実施し、指針を踏まえた取組強化の状況について把握するとともに、調達改善を進める上で課題等の解決に向けて積極的な協力を行う。（※）

また、各府省庁が特定の政策目的で公共調達を活用する場合、経済性、公正性等の諸原則との整合性についても十分に留意する必要があることから、今後、各府省庁においてこのような取組の実施を検討する際には、行政改革推進本部事務局及び財務省に対して事前に情報提供や協議を行うものとする。

（※）行政改革推進本部事務局は、これまで各府省庁の自己評価結果についてヒアリングを実施する等、主に事後的な形で調達改善に関与してきた。